

八尾市広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の資産等への民間企業等の広告の掲載等を通じて、その広告媒体としての活用を促進することにより、市の新たな財源確保及び事業の経費節減を図り、もって、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市の資産等のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - (ア) 市の広報印刷物
 - (イ) 市のホームページ
 - (ウ) 市の財産
 - (エ) その他広告媒体として活用できるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載し、又は掲出することをいう。
- (3) 広告主等 市の資産等に広告を掲載しようとする業者及び広告代理業を営む者をいう。
- (4) 所管部長 広告媒体となる市の資産等を所管する部局長をいう。

(要領の作成)

第3条 所管部長は、所管する市の資産等に広告掲載をするときは、要領を作成しなければならない。

2 前項に規定する要領には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 広告の内容
- (2) 広告の規格、掲載位置、掲載期間等
- (3) 広告掲載料
- (4) 広告主等の募集及び選択方法
- (5) その他広告の募集及び契約を行うに当たり必要な事項

3 所管部長は、要領については財政部長に合議を得なければならない。

(規制業種又は事業者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種
- (2) 風俗営業類似の業種
- (3) 消費者金融の業種
- (4) たばこ製造にかかわる業種
- (5) ギャンブルに係るもの
- (6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）による再生又は更生手続中の事業者
- (8) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者

- (9) 行政機関からの行政指導等を受け、改善がなされていない事業者
- (10) 占い、運勢判断に関するもの
- (11) 興信所、探偵事務所等
- (12) 特定商取引に関する法律（昭和 51 年法律第 57 号）で、連鎖販売取引と規定される業種
- (13) 債権取立て、示談引受けなどをうたったもの
- (14) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

例：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく、都道府県知事又は市長の許可を取得せず、違法に廃棄物の処理を行うもの（不用品を買い取る又は無料で引き取るとしている場合において、別途輸送費、作業代などを要求し、実質的に処理料金を徴収するものも該当する。）

- (15) 不当景品類及び不当表示防止法（昭和 37 年法律第 134 号）に違反しているもの
- (16) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団及び暴力団密接関係者（八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）によるもの
- (17) その他各種法令に違反しているもの

（広告の範囲）

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性及び宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人又は法人の名刺広告
- (7) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- (9) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (10) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (11) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) 八尾市暴力団排除条例第 11 条に規定する暴力団を利することとなるもの
- (14) その他広告掲載を行う広告として不適當であると当該広告媒体を所管する部局長が認めるもの

（審査機関）

第 6 条 掲載する広告の可否を審査するため、八尾市広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設ける。

- 2 審査会に、委員長及び委員を置く。
- 3 委員長は、財政部長をもって充てる。
- 4 委員は、総務課長、市政情報課長、政策推進課長、財政課長、産業政策課長、人権政策課長、教育政策課長をもって充てる。

(会議)

第7条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたとときに、委員長が召集する。

2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。

3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、広告掲載を行うそれぞれの広告媒体を所管する課長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。

6 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、財政部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、平成24年11月1日以後の許可等について適用し、同日前の許可等については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。